

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野に
おける最新解析手法に係る評価手法案の高度化
に係る一般競争入札説明書

[全省庁共通電子調達システム対応]

入札説明書
入札心得
入札書様式
電子入札案件の書面入札参加様式
委任状様式
予算決算及び会計令（抜粋）
仕様書
契約書（案）
応札資料作成要領
評価項目一覧書
評価手順書

令和4年4月

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門

入札説明書

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門

原子力規制委員会原子力規制庁の役務の調達に係る入札公告（令和4年4月5日付け公告）に基づく入札については、関係法令、環境省入札心得及び電子調達システムを利用する場合における「電子調達システム利用規約」（<https://www.geps.go.jp/bizportal/files/riyoukiyaku.pdf>）に定めるもののほか、下記に定めるところによる。”

記

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化

(2) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 入札方法

本件は、入札に併せて技術等の提案書を受け付け、価格と技術等の総合評価によって落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。入札金額は、総価で行う。
なお、本件については予め提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者ではないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

(5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(6) 入札説明会に参加した者であること。

3. 入札者に求められる義務等

この一般競争に参加を希望する者は、原子力規制委員会原子力規制庁が交付する仕様書に基づき提案書を作成し、提案書の受領期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官等から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された提案書は原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、採用できると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

4. 入札説明会の日時及び場所

令和4年4月11日（月）11時00分～

原子力規制委員会原子力規制庁六本木ファーストビル18階入札会議室

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

※3 本案件は入札説明会への参加を必須とする。

5. 提案書の提出期限及び提出場所等

(1) 受領期限

令和4年4月27日（水）12時00分

(2) 受領場所

〒106-8450 東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル16階

原子力規制委員会原子力規制庁 長官官房技術基盤グループ 技術基盤課契約係

(3) 提出方法

ア. 電子調達システムで参加する場合

電子調達システムで参加する場合は、5.(1)の期限までに同システム上で提案書を提出すること（同システムのデータ上限は10MBまで）。

イ. 書面で参加する場合

書面で提出する場合は、(1)の期限までに持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること（提出期限必着）。なお、電話、FAX又は電子メールによる提出は認めない。提案書を郵送する場合は、包装の表に「提案書在中」と明記すること。

ウ. 令和04・05・06年度の環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の写しを添付すること。

(4) 提案書に関するヒアリングの日時及び場所

必要に応じてヒアリングを開催する。

開催する場合、時間、場所については、入札者と調整の上、原子力規制庁が指定する。

(5) 提案書の審査

提出された提案書は、評価項目一覧に基づき提案に係る事項の履行の确实性に留意して、原子力規制委員会原子力規制庁において審査するものとし、審査の結果、合格した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。提案書の合否については、開札日の前日までに提出者に連絡するものとする。電子調達システムで入札に参加する場合には、電子調達システムで合否を通知する。書面により入札に参加する場合には、書面で合否を通知する。（審査結果通知書）

6. 競争執行の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

日時： 令和4年5月17日（火）14時00分～

場所： 原子力規制委員会原子力規制庁 六本木ファーストビル18階入札会議室

(2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

6. (1)の日時まで同システムにより入札を行うものとする。

イ. 書面による入札の場合

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式2による書面を5. (1)の日時まで5. (2)の場所へ持参又は郵送すること。

また、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得に定める様式1による入札書を6. (1)の日時及び場所に持参すること。入札書を電話、FAX、郵送等により提出することは認めない。なお、入札書の日付けは、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

8. その他の事項は、原子力規制委員会原子力規制庁入札心得の定めるところにより実施する。

9. 入札保証金及び契約保証金 全額免除

10. 契約書の作成の要否 要

11. 契約条項 契約書(案)による。

12. 支払の条件 契約書(案)による。

13. 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

14. 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
支出負担行為担当官 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 河原 雄介
〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

15. その他

- (1) 競争参加者は、提出した証明書等について説明を求められた場合は、自己の責任において、速やかに書面をもって説明しなければならない。
- (2) 提案書の履行の確約
契約書には、提案書が添付され、又は提案書の内容が記載されるものであり、落札者は提案書の履行を確約しなければならない。

(3) 本件に関する照会先

担当 : 原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房技術基盤グループシステム安全研究部門 後神 進史

TEL : 03-5114-2223

FAX : 03-5114-2233

メールアドレス : goko_shinji_6hw@nra.go.jp

(4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

政府電子調達システム (GEPS)

ホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

ヘルプデスク 0570-000-683 (ナビダイヤル)

受付時間 平日9時00分～17時30分

(別 紙)

原子力規制委員会原子力規制庁入札心得

1. 趣旨

原子力規制委員会原子力規制庁の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。

ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官殿と記載）及び「令和4年5月17日開札 [令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化] の入札書在中」と朱書きして、入札日時までに提出すること。
- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕をもって行うこと。

7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手續を終了しておかなければならない。

8. 代理人の制限

- (1) 入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (2) 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

9. 条件付の入札

予決令第72条第1項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行った者は、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあつては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

10. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札又は電子調達システムに定める委任の手續を終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

11. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穩の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

12. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人等の立会いがない場合は、入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて行うことができる。

- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。ただし、別途指示があった場合は、当該指示に従うこと。

13. 調査基準価格、低入札価格調査制度

- (1) 工事その他の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について予決令第85条に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。
 - ①工事の請負契約 その者の申込みに係る価格が契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
 - ②前号以外の請負契約 その者の申込みに係る価格が10分の6を予定価格に乗じて得た額
- (2) 調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当官等が指定した日時及び場所で開催するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。
- (3) 低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

14. 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 低入札となった場合は、一旦落札決定を留保し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。
- (3) 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

16. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

17. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、契約書を受領した日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

18. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

(別 記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者役職・氏名

(復) 代理人役職・氏名

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化
- 2 入札金額 : 金額 円也
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴庁の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部署名 :

責任者名 :

担当者名 :

TEL :

FAX :

E-mail :

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 役 職 ・ 氏 名

書面入札届

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、書面入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名 : 令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

所 在 地
(委任者) 商号又は名称
代表者役職・氏名

代理人所在地
(受任者) 所属（役職名）
代理人氏名

当社

を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

- 1 令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化の入札に関する一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること。

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 殿

代理人所在地
(委任者) 商号又は名称
所属(役職名)
代理人氏名

復代理人所在地
(受任者) 所属(役職名)
復代理人氏名

当社

を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化の入札に関する一切の件

担当者等連絡先

部署名 :
責任者名 :
担当者名 :
TEL :
FAX :
E-mail :

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項 各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

仕様書（案）

1. 件名

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化

2. 実施内容

本作業は、核燃料輸送物、使用済燃料貯蔵容器（金属キャスク）及び使用済燃料乾式貯蔵施設の許認可における遮蔽解析に汎用モンテカルロ粒子輸送計算コード（以下「モンテカルロコード」という。）が使用された際に、これらの解析結果を適切に評価するため、解析コードの検証と妥当性確認手法（以下「V&V」という。）に係る手順案及び評価結果の信頼性確認手法に係る確認項目案を策定することを目的として原子力規制庁（以下「規制庁」という。）が実施した「令和2年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の策定」作業（以下「令和2年度作業」という。）及び「令和3年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化」作業（以下「令和3年度作業」という。）の各成果に対して、手順案等の適用性検証のための作業及び有識者検討会の議論に基づき、手順案等の高度化を行うものである。

2. 1. 作業に係る検討会の運営

規制庁が実施した令和2年度作業において策定し、令和3年度作業において高度化したV&V手順案に対して、関連分野の有識者10名程度による検討会を4回程度開催し、検討会事務局としての運営作業を実施すること。

なお、上記の検討会委員には少なくとも以下の関連分野の有識者を加え、人選について規制庁の承認を得ること。

- ・ 解析コードのモデルV&Vに係る有識者
- ・ モンテカルロコードの開発者
- ・ 原子力分野の遮蔽解析技術に係る研究の経験者
- ・ 中性子、ガンマ線の測定実験に係る研究の経験者

また、規制庁が実施した令和2年度作業において策定し、令和3年度作業において高度化した評価結果の信頼性確認手法案に対して、関連分野の有識者8名程度による検討会を4回程度開催し、検討会事務局としての運営作業を実施すること。

なお、上記の検討会委員には少なくとも以下の関連分野の有識者を加え、人選について規制庁の承認を得ること。

- ・ モンテカルロコードの開発者
- ・ 原子力分野の遮蔽解析技術に係る研究の経験者
- ・ モンテカルロコードによる遮蔽解析作業の熟練者

2. 2. 解析コードの妥当性確認実験の実施

V&V 手順書の適用性検証を目的として、V&V 手順書の項目である「物理的モデル化」で要求する妥当性確認実験を実施するために2. 2. 1. から2. 2. 5. の作業を実施すること。作業の経過及び結果は2. 1. で開催する検討会に提供し、指摘事項に対処するとともに、2. 3. での改訂作業に反映させること。

なお、妥当性確認実験では、中性子線源を用いて、鉄を主成分とする金属遮蔽材及び水素含有量の多い中性子遮蔽材（樹脂等）を供試体とした遮蔽性能評価並びに中性子遮蔽材欠損部におけるストリーミング評価のための模擬体を供試体とした透過率評価実験を想定している。詳細は8. 貸与品⑤の令和3年度作業成果を参照のこと。

2. 2. 1. 実験施設の調査

令和3年度作業において実施した妥当性確認実験のための予備実験の結果を基に作成した妥当性確認実験計画（令和3年度作業成果に記載）が実施可能な国内RI照射施設等を調査し、施設の利用制限、実験環境、利用に係る費用、別途準備が必要な物品等、規制庁が実験施設を選定する上で必要な情報についてまとめること。令和3年度作業における予備実験は、国立研究開発法人産業技術総合研究所中性子標準施設及び株式会社安藤ハザマ技術研究所にて実施しており、同施設での妥当性確認実験の実施が望ましいが、他の施設についても検討すること。

2. 2. 2. 実験供試体及び遮蔽体の製作

令和3年度作業において設計した実験供試体及び遮蔽体（令和3年度作業成果に記載）について、寸法や材質等の詳細を規制庁に確認した上で製作し、2. 2. 1. の情報を基に規制庁を選定した国内実験施設に納入すること。また、納入物を実験で使用するに当たり、寸法の現場合わせ等の微調整が必要となる可能性に留意すること。

2. 2. 3. 妥当性確認実験の予備解析

2. 1. で開催する検討会における妥当性確認実験の実施に対する議論等に資するため、PHITS コード又はMCNP コードによる実験体系をモデル化した解析を実施し、測定器の応答、測定に要する時間、Signal/Noise 比等の予測評価を行うこと。

2. 2. 4. 妥当性確認実験の実施

規制庁を選定した実験施設において、令和3年度作業で策定した実験計画案（令和3年度作業成果に記載）、2. 2. 3. の予備解析結果及び2. 1. で開催する検討会での検討結果に基づき、2. 2. 2. で製作した実験供試体及び遮蔽体、並びに実験施設の付属備品を使用した供試体透過実験を実施し、下記の実験結果をま

とめること。

- ・ 供試体透過後の中性子及び二次ガンマ線に対する 1cm 線量当量率
- ・ 上記に対する測定器の統計誤差
- ・ 実験条件に対する測定器の校正精度に係る情報
- ・ V&V 手順案にて言及している実験に伴う不確かさに関する情報

なお、実験実施に必要な一般事務用品等は受注者が準備すること。

2. 2. 5. 実験後解析の実施

PHITS コード又は MCNP コードを用いて、2. 2. 4. の妥当性確認実験結果を検証する解析を実施すること。解析の目的は以下とする。

- ・ 解析による測定値の再現性の確認
- ・ 実験で得られた不確かさ情報の確認

なお、本項目の実験後解析は、V&V 手順案の「シミュレーションモデルの予測性能判断」における解析（いわゆるベンチマーク解析）とは異なり、実験結果の速報を 2. 1. で実施する検討会に提供するために行うものである。

2. 3. V&V 手順案の高度化

以下に列挙した項目（V&V 手順案における記載項目）を 2. 1. で実施する検討会に情報提供し、その指摘事項等を基に、V&V 手順案に対して具体化・詳細化をする改訂作業を行うこと。また、改訂した内容を V&V 手順案として取りまとめること。

- ・ 「概念モデルの整理」の改訂
他項目の検討や 2. 2. の作業等により本項目の加筆修正の必要が生じた場合に、検討会に情報提供すること。
- ・ 「数学的モデル化」の改訂
規制庁が別途提供する PHITS コードに対する適用性検証作業の経過及び成果を検討会に情報提供すること。
- ・ 「物理的モデル化」の改訂
2. 2. の作業の経過及び成果を検討会に情報提供すること。
- ・ 「シミュレーションモデルの予測性能の判断」の改訂
多種の不確かさを統合するために必要となる技術的な情報（令和 2 年度作業及び令和 3 年度作業の成果を参照）を調査して検討会に情報提供すること。

2. 4. 評価結果の信頼性確認手法案の高度化

規制庁が別途提供する評価結果の信頼性確認手法に係る検証解析の結果を 2. 1. の検討会に示し、それらに基づく指摘事項等を基に、評価結果の信頼性確認手法案に対して具体化・詳細化をする改訂作業を行うこと。また、改訂した内容を評価結

果の信頼性確認手法案として取りまとめること。

2. 5. 成果報告書の作成

上記2. 1. から2. 4. の作業結果を整理し、成果報告書及び要約を作成すること。

3. 実施場所

本作業は、受注者の作業場所において実施する。

4. 実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 提出書類及び納入品目

(1) 提出書類

受注者が規制庁に報告するために提出する書類、部数及び書類の提出期日は、次のとおりとする。

	提出書類	部数	提出期日	承認
1	実施計画書 ^(注1)	1	契約締結後速やかに 変更時は改訂版を速やかに提出すること	要
2	情報セキュリティに関する書面 ^(注2)	1	契約締結後速やかに	
3	下請負届	1	契約締結後速やかに 必要に応じて提出すること	
4	月報（進捗報告） ^(注3)	1	翌月10日まで ただし、3月分については3月31日とする。	
5	完了届 ^(注4)	1	令和5年3月31日	

注1) 実施計画書の要求事項は6. によるものとする。

注2) 情報セキュリティに関する書面の要求事項は7. によるものとする。

注3) 月報（進捗報告）は、紙媒体で提出すること。

注4) 完了届は、紙媒体で提出すること。

(2) 納入品目及び納入場所

(a) 納入品目

受注者が規制庁の承認を受けるために納入する品、部数及び納入品の納入期日は、次のとおりとする。

	納入品	部数	納入期日
1	成果報告書及び要約 ^(注1)	1	令和5年3月31日 ただし、納入品のドラフト案について、受注者は納入期日の2週間前までに規制庁の確認を受けること。
2	成果報告書（電子媒体） ^(注2)	10	令和5年3月31日

注1) 成果報告書の表紙等の作成については別紙を遵守すること。

注2) 電子媒体（CD-ROM、DVD等）にウイルスチェックした証明書を添付すること。

(b) 納入場所：原子力規制委員会原子力規制庁長官官房技術基盤グループ
システム安全研究部門
東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル15階

6. 実施計画書

実施計画書には最小限、以下の内容を記載すること。

なお、受注者は規制庁の承認を得た実施計画書2部を作成し、それぞれ各1部を保有する。

(1) 実施体制

受注者は、本業務を統括する実施責任者を明示した実施体制（品質管理体制を含む。）を提出すること。

なお、あらかじめ下請負者が決まっている場合は、下請負者名及びその発注業務内容を含めて記載すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びそのほかこれに類するものを除く。

実施責任者は本業務の遂行に当たり十分な実務能力及びマネジメント能力を有し、本業務を統括する立場にある者とする。

また、業務に従事する者の技術能力を明確にし、実施体制には必ず本業務に精通した経験豊富な担当者を含めること。

さらに、2名以上の直接の担当者を定め、一方が不在の場合にも支障なく本業務が遂行できるようにすること。

品質管理体制では本業務に対する品質を確保するための十分な体制が構築されていること。

なお、作業実施部署は品質管理部署と独立しており、実施責任者と品質管理責任者は兼務してはならない。

(2) 実施内容

受注者は、2. の実施項目ごとに具体的な作業手順を示したより詳細な実施内容を提出すること。

なお、本業務に対して品質を確保するための具体的な方策（チェック者、チ

ェック時期及びチェック内容) が実施項目ごとに明確にされていること。

(3) 実施工程

受注者は、2. の実施項目ごとに無理のない計画を立て記載すること。

7. 情報セキュリティの確保

受注者は、以下の点に留意して情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について規制庁に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、規制庁から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性を格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講じること。
また、本業務において受注者が作成する情報については、規制庁からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、原子力規制委員会情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて規制庁の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、規制庁から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、請負業務において受注者が作成した情報についても、規制庁からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受注者は、本業務の終了時に、業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー

<https://www.nsr.go.jp/data/000129977.pdf>

なお、当該規程については、請負業務の開始時において最新のものを参照すること。

8. 貸与品

本業務の実施に当たって、規制庁から以下を貸与する。受注者は、貸与に当たって借用届を規制庁に提出した上で、本業務の実施期間中は貸与品の管理簿を作成して管理し、本業務終了後速やかに返却届とともに貸与品を規制庁に返却すること。

- ①「平成29年度遮蔽解析コードに係る動向調査」に関する成果報告書及び関連資料
- ②「平成30年度使用済燃料等の貯蔵・輸送に係る最新安全解析手法の動向調査(遮蔽解析)」に関する成果報告書及び関連資料
- ③「令和元年度使用済燃料等の輸送・貯蔵に係る最新解析手法の動向調査(遮蔽解析)」に関する成果報告書及び関連資料

- ④「令和2年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の策定」に関する成果報告書及び関連資料
- ⑤「令和3年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の策定」に関する成果報告書及び関連資料

9. 検収条件

本仕様書に記載の内容を満足し、5. に記載の納入品が全て提出されていることが確認されたことをもって検収とする。

10. その他

- (1) 作業実施者は、規制庁と日本語で円滑なコミュニケーションが可能で、かつ良好な関係が保てること。
- (2) 業務上不明な事項が生じた場合は、規制庁に確認の上、その指示に従うこと。

(別紙)

請負業務における成果報告書の表紙等の作成について

請負業務における成果報告書の表紙等の作成は、以下の要領に従うこととする。

1. 表紙の様式は、別添1の様式に従う。
2. 表紙裏面の様式は、別添2の様式に従う。
3. 背表紙の様式は、別添3の様式例に従う。
4. 電子媒体のケースラベルの様式は、別添4の様式に従う。
5. 電子媒体本体のラベルの様式は、別添5の様式に従う。
6. 文字の書体は「MS 明朝」とする。英数字については半角の「Century」とする。

別添 1 表紙の様式例

報告書種別：MS 明朝（数字は半角の Century）、16 ポイント



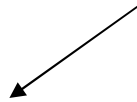
令和 4 年度原子力規制庁請負成果報告書

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○



報告書タイトル：MS 明朝、20 ポイント
年度表記は行わない。（必要な場合は、タイトルの最後につけること。）
例) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○（令和 4 年度分）

受注者名：MS 明朝、16 ポイント
数字は半角の Century



○ ○ ○ ○ ○ ○
令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月

別添 2 表紙裏面の様式

MS 明朝、10.5 ポイント



本報告書は、原子力規制委員会原子力規制庁からの請負により実施した業務の成果を取りまとめたものです。

本報告書に関する問合せは、原子力規制庁までお願いします。

別添 3 背表紙の様式

MS 明朝、11 ポイント →

MS 明朝、12 ポイント
タイトルの長さ、報告書の
厚さに応じて按排するこ
と。 →

受注者名 : MS 明朝、11 ポイント →

MS 明朝、11 ポイント →

令和 4 年度原子力規制庁請負成果報告書

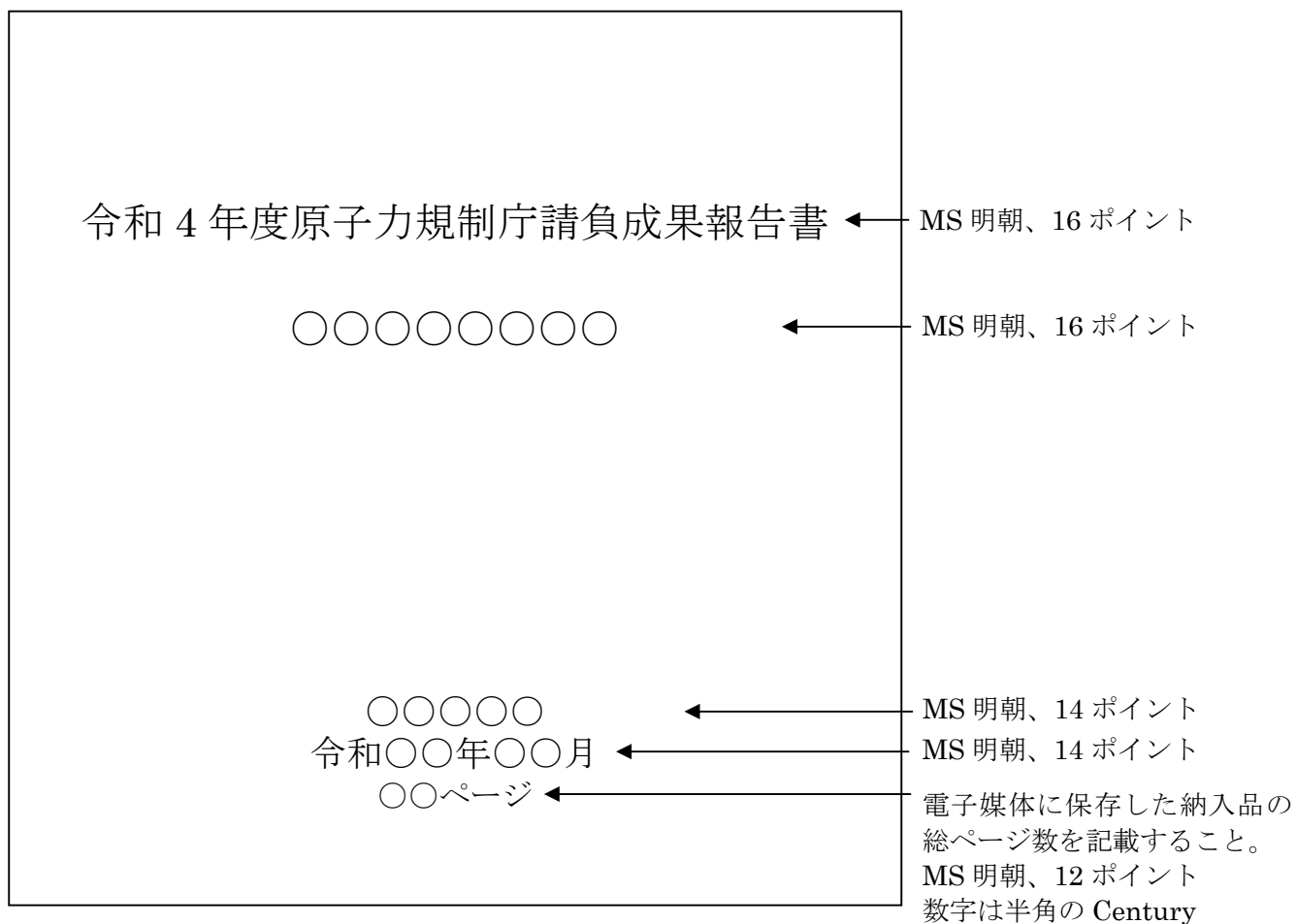
○
○
○
○
○
○
○
○
○

○
○
○
○

令和 ○ ○ 年 ○ ○ 月

別添4 電子媒体ケースラベルの様式

ラベルを電子媒体ケースに貼り付けること。



別添5 電子媒体本体のラベルの様式

電子媒体本体のラベルは、CD-ROM、DVD等の表面に直接印字すること。



(案)

契 約 書

支出負担行為担当官原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）とは、「令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化」について、次の条項（特記事項を含む。）により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書及び提案書に基づき業務を行うものとする。

（契約金額）

第2条 金 円

（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

（契約期間）

第3条 契約締結日から令和5年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（一括委任又は一括下請負の禁止等）

第5条 乙は、役務等の全部若しくは大部分を一括して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、委任又は請負させた業務に伴う当該第三者（以下「下請負人」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

3 乙は、第1項ただし書きに基づき第三者に委任し、又は請負わせる場合には、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について、下請負人と書面で約定しなければならない。また、乙は、甲から当該書面の写しの提出を求められたときは、遅滞なく、これを甲に提出しなければならない。

（監 督）

第6条 乙は、甲が定める監督職員の指示に従うとともに、その職務に協力しなければならない。

2 甲は、いつでも乙に対し契約上の義務の履行に関し報告を求めることができ、また必要がある場合には、乙の事業所において契約上の義務の履行状況を調査することができる。

（完了の通知）

第7条 乙は、役務全部が完了したときは、その旨を直ちに甲に通知しなければならない。

（検査の時期）

第8条 甲は、前条の通知を受けた日から10日以内にその役務行為の成果について検査をし、合格したうえで引渡し又は給付を受けるものとする。

(天災その他不可抗力による損害)

第9条 前条の引渡し又は給付前に、天災その他不可抗力により損害が生じたときは、乙の負担とする。

(対価の支払)

第10条 甲は、業務完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に対価を支払わなければならない。

(遅延利息)

第11条 甲が前条の約定期間内に対価を支払わない場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払うものとする。

(違約金)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、違約金として次の各号に定める額を徴取することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに本契約の契約仕様書に基づき納品される納入物(以下「納入物」という。)の引渡しを終わらないとき 延引日数1日につき契約金額の1,000分の1に相当する額

(2) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに納入物の引渡しが終わる見込みがないと甲が認めたとき 契約金額の100分の10に相当する額

(3) 乙が正当な事由なく解約を申出たとき 契約金額の100分の10に相当する額

(4) 甲が本契約締結後に保全を要するとして指定した情報(以下「保全情報」という。)が乙の責に帰すべき事由により甲又は乙以外の者(乙の親会社、地域統括会社等を含む。以下同じ。ただし、第16条第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。)に漏洩したとき 契約金額の100分の10に相当する額

(5) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき 契約金額の100分の10に相当する額

(6) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき 契約金額の100分の10に相当する額

2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が前条第1項各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約金額その他これまでに履行された請負業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、契約金額の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(契約不適合責任)

第14条 甲は、役務行為が完了した後でも役務行為の成果が種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない(以下、「契約不適合」という。)ときは、乙に対して相当の期間を定めて催告し、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完をさせることができる。

2 前項の規定により種類又は品質に関する契約不適合に関し履行の追完を請求するにはその契約不適合の事実を知った時から1年以内に乙に通知することを要する。ただし、乙が、役務行為の成果を甲に引き渡した時において、その契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

- 3 乙が第1項の期間内に履行の追完をしないときは、甲は、乙の負担において第三者に履行の追完をさせ、又は契約不適合の程度に応じて乙に対する対価の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき、本契約の履行期限内に履行の追完がなされず本契約の目的を達することができないとき、そのほか甲が第1項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、甲は、乙に対し、第1項の催告をすることなく、乙の負担において直ちに第三者に履行の追完をさせ、又は対価の減額を請求することができる。

(損害賠償)

- 第15条 甲は、契約不適合の履行の追完、対価の減額、違約金の徴収、契約の解除をしても、なお損害賠償の請求をすることができる。
- 2 甲は、前項によって種類又は品質に関する契約不適合を理由とする損害の賠償を請求する場合、その契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知することを要するものとする。

(保全情報の取扱い)

- 第16条 乙は、保全情報を乙以外の者に提供してはならない。ただし、甲が個別に許可した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、契約履行完了の際、保全情報を甲が指示する方法により、返却又は削除しなくてはならない。
- 3 乙は、保全情報が乙以外の者（ただし、第1項の規定により甲が個別に許可した者を除く。）に漏洩した疑いが生じた場合には、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、甲に連絡するものとする。また、甲が指定した情報の漏洩に関する甲の調査に対して、契約履行中であるか、契約履行後であるかを問わず、協力するものとする。

(秘密の保持)

- 第17条 前条に定めるほか、乙は、本契約による作業の一切について秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負うものとする。
- 2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第18条 乙は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、甲に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、甲は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。また、乙から債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）が甲に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行った場合についても同様とする。
- (1) 甲は、承諾の時に本契約上乙に対して有する一切の抗弁について保留すること。
- (2) 譲受人は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 甲は、乙による債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら乙と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（著作権等の帰属・使用）

- 第19条 乙は、納入物に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。）を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から納入物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。
- 2 乙は、納入物に関して著作権人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、特許権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（個人情報の取扱い）

- 第20条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（第5条第2項に定める下請負人を含む。）に預託若しくは提供し、又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲から預託を受けた個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
- 3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、所属の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 5 乙は、甲から預託を受けた個人情報を、本契約終了後、又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、本契約終了後、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

（資料等の管理）

- 第21条 乙は、甲が貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないよう万全の措置をとらなければならない。

（契約の公表）

- 第22条 乙は、本契約の名称、契約金額並びに乙の商号又は名称及び住所等が公表されることに同意するものとする。

(紛争の解決方法)

第23条 本契約の目的の一部、納期その他一切の事項については、甲と乙との協議により、何時でも変更することができるものとする。

2 前項のほか、本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めてない事項については、甲と乙との協議により決定するものとする。

特記事項

【特記事項 1】

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- (2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- (3) 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- (2) 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- (3) 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

【特記事項 2】

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都港区六本木一丁目9番9号
支出負担行為担当官
原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 名

乙

※ 以下、仕様書を添付

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化

応札資料作成要領

令和 4年 4月 5日
原子力規制庁

目 次

第1章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

- 2.1 評価項目一覧の構成
- 2.2 遵守確認事項
- 2.3 提案要求事項
- 2.4 添付資料

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

- 3.1 提案書の構成及び記載事項
- 3.2 提案書様式
- 3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）
- 3.4 留意事項

第4章 提案書雛形

- 4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項
- 4.2 提案書雛形
- 4.3 工数
- 4.4 利益相反

第5章 補足情報

- 5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

- 6.1 見積書の作成方法

第7章 別紙

- 7.1 (別紙1) 提案書雛形
- 7.2 (別紙2) 質問状
- 7.3 (別紙3) 見積書様式
- 7.4 (別紙4-1) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（大企業用）
- 7.5 (別紙4-2) 従業員への賃金引き上げ計画の表明書（中小企業用）

本書は、令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化の調達に係る応札資料(評価項目一覧及び提案書)の作成要領等を取りまとめたものである。

第1章 原子力規制庁が応札者に提示する資料及び応札者が提出すべき資料等

原子力規制庁は応札者に以下の表1に示す資料を提示する。応札者は、それを受け、以下の表2に示す資料を作成し、原子力規制庁へ提出する。

開札後、落札者は表3に示す資料を、ただちに原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課へ提出する。

[表1 原子力規制庁が応札者に提示する資料]

資料名称	資料内容
①入札仕様書	本調達の対象である令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化の仕様を記述(事業の目的・内容等)。
②応札資料作成要領	応札者が、評価項目一覧及び提案書に記載すべき項目の概要や提案書の雛形等を記述。
③評価項目一覧	提案書に記載すべき提案要求事項一覧、必須項目及び任意項目の区分、得点配分等を記述。
④評価手順書	原子力規制庁が応札者の提案を評価する場合に用いる評価方式、総合評価点の算出方法及び評価基準等を記述。

[表2 応札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①評価項目一覧の遵守確認欄及び提案書頁番号欄に必要事項を記入したもの	仕様書に記述された要件一覧を遵守又は達成するか否かに関し、遵守確認欄に○×を記入し、提案書頁番号欄に、該当する提案書の頁番号を記入したもの。 詳細説明は第2章参照
②提案書	仕様書に記述された要求仕様をどのように実現するかを提案書にて説明したもの。詳細説明は第3章参照

[表3 落札者が原子力規制庁に提出する資料]

資料名称	資料内容
①見積書及び単価設定の根拠資料	入札金額の内訳を記入したもの。 単価設定の根拠資料も併せて提出すること。 詳細説明は第6章参照

第2章 評価項目一覧に係る内容の作成要領

2.1 評価項目一覧の構成

評価項目一覧の構成及び概要説明を以下に記す。

[表4 評価項目一覧の構成の説明]

評価項目一覧における項番	事項	概要説明
0	遵守確認事項	令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化を実施する上で遵守すべき事項。これら事項に係る具体的内容の提案は求めず、全ての項目についてこれを遵守する旨を記述する。
1～6	提案要求事項	提案を要求する事項。これら事項については、応札者が提出した提案書について、各提案要求項目の必須項目及び任意項目の区分け、得点配分の定義に従いその内容を評価する。 例：調査事業の内容、実施計画、資格・能力、実績等
7	添付資料	応札者が作成した提案の詳細を説明するための資料。これら自体は、直接評価されて点数が付与されることはない。 例：実施体制及び担当者略歴、会社としての実績及び費用等

2.2 遵守確認事項

評価項目一覧中の遵守確認事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」における「遵守確認」欄に必要事項を記載すること。遵守確認事項の各項目の説明に関しては、表5を参照すること。

[表5 遵守確認事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～細項目	遵守確認事項の分類	原子力規制庁
内容説明	遵守すべき事項の内容	原子力規制庁
遵守確認	応札者は、遵守確認事項を実現・遵守可能である場合は○を、実現・遵守不可能な場合（実現・遵守の範囲等について限定、確認及び調整等が必要な場合等を含む）には×を記載する。	応札者

2.3 提案要求事項

評価項目一覧中の提案要求事項における各項目の説明を以下に示す。

応札者は、別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」における「提案書頁番号」欄に必要事項を記載すること。提案要求事項の各項目の説明に関しては、表6を参照すること。

[表6 提案要求事項上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 細項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	原子力規制庁
提案要求事項	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
評価区分	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 各項目について、記述があった場合、その内容に応じて配点を行う。	原子力規制庁
得点配分	各項目に対する最大加点	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙1)提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。評価者は各提案要求事項について、本欄に記載された頁のみを対象として採点を行う。	応札者

*: 応札者が提案書を作成する際に、参考とすることが可能な提案書の雛型。提案要求事項毎の記述内容、評価の観点等が記載されている。詳細は本応札資料作成要領第4章を参照のこと。

2.4 添付資料

評価項目一覧中の添付資料における各項目の説明を以下に示す。

[表7 添付資料上の各項目の説明]

項目名	項目説明・記入要領	記入者
大項目～ 小項目	提案書の目次(提案要求事項の分類)。	原子力規制庁
資料内容	応札者に提案を要求する内容	原子力規制庁
提案の要否	必ず提案すべき項目(必須)又は必ずしも提案する必要は無い項目(任意)の区分を設定している。 提案要求事項とは異なり、採点の対象とはしない。	原子力規制庁
雛形頁番号	(別紙1)提案書雛形*における雛形の頁	原子力規制庁
提案書頁番号	作成した提案書における該当頁番号を記載する。該当する提案書の頁が存在しない場合には空欄とする。	応札者

第3章 提案書に係る内容の作成要領及び説明

3.1 提案書の構成及び記載事項

以下に、別添「評価項目一覧」から[提案書の目次]の大項目を抜粋したものと並び求められる提案要求事項の概要を示す(表8)。提案書は、表8の項番、項目内容に従い、提案要求内容を十分に咀嚼した上で記述すること。なお、目次及び要求事項の詳細は、別添「評価項目一覧」を参照すること。また、各提案要求事項及び補足資料の記述内容については、同じく別添「評価項目一覧」で指定されている別添「提案書雛形」を参照すること。

[表 8 提案書目次]

提案書 目次項番	大項目	提案要求事項の概要説明
1	事業の実施計画	作業計画の妥当性、効率性、品質管理計画の妥当性、実効性
2	実施体制・実績	組織の業務管理体制、組織の品質管理体制、組織の事業実績、事業従事予定者の業務実績
3	業務の実施方針	仕様書の作業項目に対する実施方針
4	事業者の社会的取組	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況
5	利益相反	利益相反に関する説明
6	企業等の賃上げの実施	事業年度（又は暦年）における賃上げの状況等
7	添付資料	組織の概要・事業内容等、用語解説等の補足説明、事業実施に係る工数、情報セキュリティの確保

3.2 提案書様式

- ① 提案書は第4章「提案書雛形」に提示する項目及び様式等を参考にして記述する。
- ② 提案書及び評価項目一覧は原則としてA4版・両面とする。
- ③ 提出物は、上記の紙資料（〇部）とともに、電子媒体（〇式）でも提出する。その際のファイル形式は、原則として、一太郎、MS-Word、MS-PowerPoint、MS-Excel又はPDF形式とする（これに拠りがたい場合は、原子力規制庁まで申し出ること。）

3.3 応札者による提案書の説明（プレゼンテーション）

- ① 応札者は、原子力規制庁に対し自らの提案内容の説明（プレゼンテーション）を行う。
- ② 応札者が当該説明（プレゼンテーション）を行うに当たっては、説明者のクラス（肩書き）は問わないこととし、原子力規制庁内会議室にて説明（プレゼンテーション）を行う。
- ③ 当該説明（プレゼンテーション）の日時等については、入札締切（提案書受領期限）後に原子力規制庁と応札者とで別途調整する。また、説明（プレゼンテーション）の時間は、現時点では1社当たり概ね1時間程度（質疑応答を含む）を想定している。
- ④ 説明（プレゼンテーション）に当たっては、与えられた時間を踏まえ、必要に応じて提案書とは別に要約版資料を用意するなど、効率的な実施のために工夫する。

3.4 留意事項

- ① 提案書を評価する者が特段の専門的な知識や商品に関する一切の知識を有しなくても評価が可能な提案書を作成する。なお、必要に応じて、用語解説などを添付する。
- ② 提案に当たって、特定の製品を採用する場合は、当該製品を採用する理由を提案書中に記載するとともに、記載内容を証明及び補足するもの（製品紹介、パンフレット、比較表等）を添付する。

- ③ 応札者は提案の際、提案内容についてより具体的・客観的な詳細説明を行うための資料を、添付資料として提案書に含めることができる(その際、提案書本文と添付資料の対応が取れるようにする)。
- ④ 原子力規制庁から連絡が取れるよう、提案書には連絡先(電話番号、FAX番号、及びメールアドレス)を明記する。
- ⑤ 提出物を作成するに際しての質問等を行う必要がある場合には、別紙2の質問状に必要事項を記載の上、令和4年4月26日(火)12時00分までに文書で原子力規制庁長官官房技術基盤グループ技術基盤課に提出する。
- ⑥ 上記の提案書構成、様式及び留意事項に従った提案書ではないと原子力規制庁が判断した場合は、提案書の評価を行わないことがある。また、補足資料の提出や補足説明等を求める場合がある。

第4章 提案書雛形

4.1 提案書雛形を利用するに当たっての留意事項

提案書雛形では、提案書に含めるべき記述内容と記述例および基礎点と加点の評価観点を提示する。応札者は、提案書雛形を参考として提案書を作成することができるが、以下に留意する必要がある。

- 応札者は、最低限、提案書雛形に提示された項目(詳細は、提案書雛形の見方を参照)を提案書に含めなければならない。
- 具体的な表記方法に関しては、応札者が必要と判断した場合は、当雛形への完全な遵守を求めるものではない。

なお、提案書の各提案要求事項に対し、どの提案書雛形を参考にすることが出来るかは別添「評価項目一覧」にて、提示する。

4.2 提案書雛形

具体的な提案書雛形の内容は別紙1を参照。

4.3 工数

提案書雛形の書式に従って、入札仕様書における業務の中項目単位で、業務実施者のクラス(例：主任研究員、研究員等)別の工数を提出すること。

4.4 利益相反

提案書雛形の書式に従って、実施者及び再委託先が利益相反に該当しないことを証する資料及びそれを証明する誓約書を提出すること。

第5章 補足情報

5.1 提案書作成に当たっての補足情報

第6章 見積書

6.1 見積書の作成方法

落札者に対しては、提示された入札価格の積算内訳(単価及び数量)を別紙3の見積書様式を参考に作成のうえ提出すること。

人件費単価は、研究者等のクラス別時間単価、もしくは支払実績時間単価を設定する。単価設定の根拠資料として、研究者等のクラス別時間単価の場合は、単価表及び単価設定の考え方を、支払実績時間単価の場合は、支払実績の内訳及び理論総労働時間を提出すること。

事業費単価は、委員会開催経費(謝金、交通費等)、事業の実施に必要となる機器、ソフトウェア等の利用料金や借室料等を内訳単位で設定する。

単価設定の根拠資料として、単価に採用した内部規定や参考見積等を提出すること。

第7章 別紙

7.1 (別紙1) 提案書雛形 別紙

7.2 (別紙2) 質問状

社名			
住所			
TEL		FAX	
質問者			
質問に関連する文書名及び頁			
質問内容			

7.3 (別紙3) 見積書様式

令和 年 月 日

※開札日又は開札日以降

支出負担行為担当官
原子力規制委員会
原子力規制庁長官官房参事官 宛て

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名

見積書

下記のとおりお見積り申し上げます。

記

1. 件名 令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化
2. 見積金額 ○○, ○○○, ○○○円
(うち消費税及び地方消費税額 ○○○, ○○○円を含む)
※消費税込額として、消費税を別表示する。

内訳は別紙のとおり

担当者連絡先	
部署名	:
責任者名	:
担当者名	:
TEL	:
FAX	:
E-mail	:

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化

区分	内訳	金額	積算内訳
1. 人件費	主席研究員 主任研究員 研究員	000,000,000 z, zzz, zzz	@ xx, xxx × yy時間 = z, zzz, zzz
2. 事業費	委員会費 委員謝金 委員交通費 会場借料	000,000 zzz, zzz ccc, ccc	@ xx, xxx × yy人 = zzz, zzz @aa, aaa×bb時間×100/108 = ccc, ccc (注1：消費税及び地方消費税は別掲のため、単価に含まれている場合は除外のうえ計上のこと。)
3. 外注費	〇〇〇業務	xxx, xxx, xxx	株式会社〇〇〇 xxx, xxx, xxx
4. 一般管理費		00,000,000	(1.+2.+3.)の10%以内 (注2：小数点以下切り捨て)
5. 小計			(注3：落札金額と一致)
6. 消費税及び地方消費税			5.小計(※)×10% (注4：小数点以下切り捨て)
7. 合計			

※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げに係る消費税及び地方消費税については、計上することは出来ない。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

※状況に応じてどちらかを選択し記載してください

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与等受給者一人あたりの平均受給額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

（住所を記載）

代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日

株式会社○○○○

従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印

給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

従業員への賃金引上げ計画の表明書

※状況に応じてどちらかを選択し記載してください

当社は、○年度（令和○年○月○日から令和○年○月○日までの当社事業年度）（又は○年）において、給与総額を対前年度（又は対前年）増加率○%以上とすることを表明いたします。

従業員と合意したことを表明いたします。

令和 年 月 日
 株式会社○○○○
 （住所を記載）
 代表者氏名 ○○ ○○

上記の内容について、我々従業員は、令和○年○月○日に、○○○という方法によって、代表者より表明を受けました。

令和 年 月 日
 株式会社○○○○
 従業員代表 氏名 ○○ ○○ 印
 給与又は経理担当者 氏名 ○○ ○○ 印

※従業員代表等の押印省略は不可とする。

(留意事項)

1. 事業年度により賃上げを表明した場合には、「法人事業概況説明書」を事業当該事業年度における同書を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
なお、法人事業概況説明書を作成しない者においては、税務申告のために作成する類似の書類（事業活動収支計算書）等の賃金支払額を確認できる書類を提出してください。
2. 暦年により賃上げを表明した場合においては、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を当該年の同表を作成後速やかに契約担当官等に提出してください。
3. 上記1. による確認において表明書に記載した賃上げを実行していない場合又は上記確認書類を提出しない場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式による入札に参加する場合、技術点又は評価点を減点するものとします。
4. 上記3. による減点措置については、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に行われることとなる。ただし、減点事由の判明の時期により減点措置開始時期が異なることとなるため、減点事由判明時に当該事由を確認した契約担当官等により適宜の方法で通知するものとします。
5. 「従業員代表」及び「給与又は経理担当者」の権限等を示す書類等を添付すること。

■ 令和4年度

使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における
最新解析手法に係る評価手法案の高度化

■ 提案書

年月日

提案者

1 事業の実施計画

1.1 作業計画の妥当性, 効率性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書に基づいて, 作業計画について記述する。
(別紙利用可)

■ 作業計画の妥当性, 効率性

【基礎点評価の観点】

- 仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また, 作業日程・手順等は適切か。

【加点評価の観点】

- 作業計画において見積もられている作業量は妥当か。また, 作業量に対する算出根拠が示されているか。

【加点評価の観点】

- 事業成果達成のために, 効率的な日程, 作業手順等が提案されているか。

1 事業の実施計画

1.2 品質管理計画の妥当性, 実効性

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本業務を実施するに当たっての品質を確保できるシステムを有していることを示すこと。(例えば, 受注者がISO 9001 (JIS Q 9001) の認証を取得している場合, その認証書の写しを提示することによって証明することができる。)
(別紙利用可)

■ 品質管理計画の妥当性, 実効性

【基礎点評価の観点】

- 作業の品質を管理するための具体的な方法が提案されているか。

【加点評価の観点】

- 事業成果達成のために, 効果的な品質管理の方法が提案され, 作業手順, 作業工程等に適切に反映されているか。

2 実施体制・実績

2.1 組織の業務管理体制

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書に基づいて、業務の実施体制や役割分担について、体制上の役割分担や担当者数がわかるように示すこと。ただし、担当者の実名を記載する必要はない。
- 実施体制については、個々の業務の担当が分かるようにし、担当者が当該業務における実績を有する場合、その実績が当該業務の実施に当たり有益であることを記述する。(例えば、「過去の実績における経験者を当該業務の各チームに従事させる」等)
- 本業務において下請負者を使用する場合は、その必要性について合理的な理由を記述すること。ただし、金50万円未満の下請負業務、印刷費、会場借料、翻訳費及びその他これに類するものを除く。
(別紙利用可)

■ 組織の業務管理体制

【基礎点評価の観点】

- 事業を実施する人員・実施体制が確保されているか。

【加点評価の観点】

- 担当者の実績を考慮した配置にする等、本業務の実施に当たり有益な実施体制となっているか。

【加点評価の観点】

- 下請負者を使用する場合、その必要性についての理由は合理的か。
- 下請負者を使用しない場合、業務遂行に十分な体制となっているか。

2 実施体制・実績

2.2 組織の品質管理体制

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 社内の品質保証体制図及びその説明を示すこと。その中では、本作業実施部署と品質保証部署とが独立していることを明確に示すこと。
(別紙利用可)

■ 組織の品質管理体制

【基礎点評価の観点】

- 品質管理のための人員(構成人数)・実施体制が確保されているか。

2 実施体制・実績

2.3 組織の事業実績

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 組織が本作業に必要な能力を有することを示すため、下記の件に対する各1件以上の組織としての事業実績を示すこと。
 - ・ モンテカルロコードを用いた遮蔽解析に係る業務
 - ・ 有識者を委員とした検討会の運営に係る業務
 - ・ 放射線透過実験に係る業務

なお、組織としての事業実績について、下記の事項に関して記述すること。

- a. 作業名称又は発表件名(固有名称を除く。)
- b. 発注者の区分(国／地方公共団体／民間会社)又は発表先(学会、機関誌等の名称)
- c. 実施年度
- d. 具体的作業方法を含めた作業概要(公開できる範囲に限る。)

(別紙利用可)

■ 組織の事業実績

【基礎点評価の観点】

- ・ 組織として、本業務を遂行する能力(事業実績)があるか。

【加点評価の観点】

- ・ 上記の記述内容欄に示した実績業務2件以外にも、本業務に対して有益な事業実績があるか。

2 実施体制・実績

2.4 事業従事予定者の業務実績

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本業務の実施に必要な各担当者の役割及び本業務に関連する業務実績について1件以上を具体的に記載すること。なお、役割及び略歴では、各担当者の実名は記載しないが、作業計画、業務管理体制との関連を示すこと。ただし、2.1業務管理体制の記述内容との関連について分かりやすく記述すること。
- 本業務の実務を主導する役割の担当者が、下記の業務において、実務責任者等の主導的な役割を果たした上で完成させた経験を有することを具体的に記載すること。
 - ・ モンテカルロコードを用いた遮蔽解析に係る業務
 - ・ 解析コードのV&Vに係る業務

なお、各担当者の業務実績について、下記の事項に関して記述すること。

- a. 作業名称又は発表件名(固有名称を除く。)
- b. 発注者の区分(国/地方公共団体/民間会社)又は発表先(学会、機関誌等の名称)
- c. 実施年度
- d. 具体的作業方法を含めた作業概要(公開できる範囲に限る。)

(別紙利用可)

■ 事業従事予定者の業務実績

【基礎点評価の観点】

- ・ 各担当者が本業務に関連する業務実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。

【基礎点評価の観点】

- ・ 本業務の実務を主導する役割の担当者が類似業務における主導的役割の経験を有しており、本業務を主導する能力があるか。

【加点評価の観点】

- ・ その他、本業務に有益となる担当者の能力、業務実績等はあるか。

3 業務の実施方針

3.1 作業に係る検討会の運営に係る方針

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書2. 1. の業務を行うための実施方針について、以下の項目等について記載する。
 - ・ 検討会の組織構成(委員候補者の実名等は要求しない。)
 - ・ 検討会の開催時期、検討内容等の運営方針
 - ・ V&V手順案の改訂に関する方針
 - ・ 評価結果の信頼性確認手法案の改訂に関する方針
 - ・ 他の実施項目との関連付けに関する方針

(別紙利用可)

■ 作業に係る検討会の運営に係る方針

【基礎点評価の観点】

- ・ 検討会の立ち上げから運営までの一連の作業が具体化されているか。

【加点評価の観点】

- ・ V&V手順案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。

【加点評価の観点】

- ・ 評価結果の信頼性確認手法案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。

3 業務の実施方針

3.2 解析コードの妥当性確認実験の実施に係る方針

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書2. 2. の業務を行うための実施方針について、以下の項目等について記載する。
 - ・ 実験施設の調査に関する方針
 - ・ 実験供試体及び遮蔽体の製作に関する方針
 - ・ 妥当性確認実験の予備解析に関する方針
 - ・ 妥当性確認実験の実施に関する方針
 - ・ 実験後解析の実施に関する方針

(別紙利用可)

■ 解析コードの妥当性確認実験の準備に係る方針

【基礎点評価の観点】

- ・ 解析コードの妥当性確認実験の実施に係る一連の作業が具体化されているか。

【加点評価の観点】

- ・ 仕様書2. 2. 3. 及び2. 2. 5. で実施する解析作業の内容が目的に対して適切であるか。

【加点評価の観点】

- ・ 次段階の作業である解析コードによるベンチマーク解析を見据えた実施方針となっているか。

3 業務の実施方針

3.3 V&V手順案の高度化に係る方針

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書2. 3. の業務を行うための実施方針について、以下の項目等について記載する。
 - ・ V&V手順案の改訂に関する方針
 - ・ 事業全体の中での本作業の位置付けに関する方針
 - ・ 他の実施項目との関連付けに関する方針

(別紙利用可)

■ V&V手順案の高度化に係る方針

【基礎点評価の観点】

- V&V手順案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。

【加点評価の観点】

- 令和2年度作業におけるV&V手順案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。

【加点評価の観点】

- 検討会における議論(仕様書2. 1.)及びV&V手順案の適用性検証作業(仕様書2. 2.)との関連付けが適切であるか。

3 業務の実施方針

3.4 評価結果の信頼性確認手法案の高度化に係る方針

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 仕様書2. 4. の業務を行うための実施方針について、以下の項目等について記載する。
 - ・ 評価結果の信頼性確認手法案の改訂に関する方針
 - ・ 事業全体の中での本作業の位置付けに関する方針
 - ・ 他の実施項目との関連付けに関する方針

(別紙利用可)

■ 評価結果の信頼性確認手法案の高度化に係る方針

【基礎点評価の観点】

- ・ 評価結果の信頼性確認手法案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。

【加点点評価の観点】

- ・ 令和2年度作業における評価結果の信頼性確認手法案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。

【加点点評価の観点】

- ・ 検討会における議論(仕様書2. 1.)及び評価結果の信頼性確認手法案の適用性検証作業(原子力規制庁からの検証解析結果の提供)との関連付けが適切であるか。

5 利益相反

5.1 利益相反に関する説明

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 実施者が利益相反の立場に陥らない旨の理由等について具体的に記述する。
- 下請負者については、下記の場合に限り利益相反の立場の者を認めるものとし、その者の選択理由を明確に記述すること。
 - 本業務に必要と認められ、かつ受注者のみでは業務の完全な遂行が極めて困難な高度に専門的な知識・技術が必要な業務を下請負者に委ねる際に、利益相反の立場の者以外に下請負が不可能である理由が明確な場合。ただし、受入検査、確定検査等の検査又は監督に加えて、外部調達に係る契約の適正な履行の確認のための抜き打ち的手法等による検査又は監督、及び成果物の検証・評価を行うことによって、成果物の信頼性を担保できるときに限る。

(別紙利用可)

■ 実施者の利益相反

【基礎点評価の観点】

- 利益相反に該当しないことを証する書類が添付されているか。また、その添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。
- 下請負者に利益相反の立場の者を使用する場合に、認定条件を満たす理由が記載されているか。

(参考)

受注者が利益相反の立場に陥る外部調達とは、次に掲げる者又はこれらと同等の利益相反の関係にあると認められる者に発注するものをいう。

1. 原子炉等規制法の規制対象となる者(原子炉設置者、原子力に係る加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業者並びに保安規定を定める核燃料物質使用者)(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合は除く)
2. 原子炉等規制法の許認可対象となる設備の開発、建設及び製造に関わる事業者
3. 1. 又は2. の者の子会社(親会社の出資比率が50%を超える被支配会社)又は団体(運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が1. 又は2. の者である団体)
4. 外部調達する業務と同時期に同一内容の業務を1.、2. 又は3. の者から受注した者(ただし、原子力規制委員会が一部共管する独立行政法人が受注者となり、共管範囲の業務を行う場合において、当該業務を行う部門と別の部門が同一内容の業務を1.、2. 又は3. の者から受注する場合は除く) ここで、「同一内容の業務」とは、仕様書の実施内容と同様の業務をいう。

6 企業等の賃上げの実施

6.1 事業年度(又は暦年)における賃上げの状況等

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 賃上げの実施の表明の有無に関して記述する。

賃上げの実施の表明の有無 : 有 ・ 無

従業員への賃金引き上げ計画の表明書(別紙4-1又は4-2)の写しを添付すること。

【加点评価の観点】

- ・従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか

7 添付資料

7.1 組織の概要・事業内容等

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、組織の概要・事業内容等について具体的に記述する
- パンフレット等がある場合には添付する
(別紙利用可)

■ 組織の概要, 事業内容等

◆ 組織の概要

◆ 組織の事業内容

◆ その他組織の特色 等

7 添付資料

7.2 用語解説等の補足説明

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 当該事業を実施するに当たり、調査事業に係る専門的な用語の説明等を具体的に記述する
(別紙利用可)

■ 用語解説等の補足説明

◆ 用語名

【解説】

7 添付資料

7.3 事業実施に係る工数

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容

- 本事業を実施するにあたり必要な工数をクラス別に記述する
- クラス別の従事者がどのような業務をどの程度行うかが分かるように記述する

■ 事業実施に係る事業従者予定者の工数

記述例

業務				担当者のクラス別工数(人月)/月				工数 (業務中項目 単位)
#	大項目	#	中項目	XXXX	XXX	XXX	XXX	
(1)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
(2)	〇〇〇に係るもの							
		1)
		2)
	
			合計(工数)

7 添付資料】

7.4 情報セキュリティの確保

7.1 (別紙1) 提案書雛形

記述内容	▪ 本事業に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制を記述する
-------------	--------------------------------------

- 情報セキュリティ対策

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形頁番号	提案書頁番号	
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎点	加点	基礎点			加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)
1 事業の実施計画												
	1.1	作業計画の妥当性, 効率性	仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また、作業日程・手順等は適切か。	必須	15	5	-	仕様書記載の作業項目が全て作業計画に示されているか。また、作業日程・手順等は適切か。	-	2		
			作業計画において見積もられている作業量は妥当か。また、作業量に対する算出根拠が示されているか。	任意		-	5	-	作業計画において見積もられている作業量は妥当か。また、作業量に対する算出根拠が示されているか。	2		
			事業成果達成のために、効率的な日程、作業手順等が提案されているか。	任意		-	5	-	事業成果達成のために、効率的な日程、作業手順等が提案されているか。	2		
	1.2	品質管理計画の妥当性, 実効性	作業の品質を管理するための具体的な方法が提案されているか。	必須	10	5	-	作業の品質を管理するための具体的な方法が提案されているか。	-	3		
			事業成果達成のために、効果的な品質管理の方法が提案され、作業手順、作業工程等に適切に反映されているか。	任意		-	5	-	事業成果達成のために、効果的な品質管理の方法が提案され、作業手順、作業工程等に適切に反映されているか。	3		
2 実施体制・実績												
	2.1	組織の業務管理体制	事業を実施する人員・実施体制が確保されているか。	必須	15	5	-	事業を実施する人員・実施体制が確保されているか。	-	4		
			担当者の実績を考慮した配置にする等、本業務の実施に当たり有益な実施体制となっているか。	任意		-	5	-	担当者の実績を考慮した配置にする等、本業務の実施に当たり有益な実施体制となっているか。	4		
			下請負者を使用する場合、その必要性についての理由は合理的か。または、下請負者を使用しない場合、業務遂行に十分な体制となっているか。	任意		-	5	-	下請負者を使用する場合、その必要性についての理由は合理的か。または、下請負者を使用しない場合、業務遂行に十分な体制となっているか。	4		
	2.2	組織の品質管理体制	品質管理のための人員(構成人数)・実施体制が確保されているか。	必須	5	5	-	品質管理のための人員(構成人数)・実施体制が確保されているか。	-	5		
●	2.3	組織の事業実績	組織として、本業務を遂行する能力(事業実績)があるか。	必須	10	5	-	組織として、本業務を遂行する能力(事業実績)があるか。	-	6		
			上記の記述内容欄に示した実績業務2件以外にも、本業務に対して有益な事業実績があるか。	任意		-	5	-	上記の記述内容欄に示した実績業務2件以外にも、本業務に対して有益な事業実績があるか。	6		
●	2.4	事業従事予定者の業務実績	各担当者が本業務に関連する業務実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。	必須	20	5	-	各担当者が本業務に関連する業務実績を有しており、本業務を担当する能力があるか。	-	7		
			本業務の実務を主導する役割の担当者が類似業務における主導的役割の経験を有しており、本業務を主導する能力があるか。	必須		5	-	本業務の実務を主導する役割の担当者が類似業務における主導的役割の経験を有しており、本業務を主導する能力があるか。	-	7		
			その他、本業務に有益となる担当者の能力、業務実績等はあるか。	任意		-	10	-	その他、本業務に有益となる担当者の能力、業務実績等はあるか。	7		

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目	細項目		提案要求事項	合計	基礎点	加点	基礎点		
3 業務の実施方針											
●	3.1	作業に係る検討会の運営に係る方針	検討会の立ち上げから運営までの一連の作業が具体化されているか。	必須	25	5	-	検討会の立ち上げから運営までの一連の作業が具体化されているか。	-	8	
			V&V手順案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。	任意		-	10	-	V&V手順案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。	8	
			評価結果の信頼性確認手法案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。	任意		-	10	-	評価結果の信頼性確認手法案に係る検討会の運営方針が、令和2年度から5年度までの事業全体を見据えたものとなっているか。	8	
●	3.2	解析コードの妥当性確認実験の実施に係る方針	解析コードの妥当性確認実験の実施に係る一連の作業が具体化されているか。	必須	25	5	-	解析コードの妥当性確認実験の実施に係る一連の作業が具体化されているか。	-	9	
			仕様書2. 2. 3. 及び2. 2. 5. で実施する解析作業の内容が目的に対して適切であるか。	任意		-	10	-	仕様書2. 2. 3. 及び2. 2. 5. で実施する解析作業の内容が目的に対して適切であるか。	9	
			次段階の作業である解析コードによるベンチマーク解析を見据えた実施方針となっているか。	任意		-	10	-	次段階の作業である解析コードによるベンチマーク解析を見据えた実施方針となっているか。	9	
●	3.3	V&V手順案の高度化に係る方針	V&V手順案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。	必須	20	5	-	V&V手順案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。	-	10	
			令和2年度作業におけるV&V手順案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。	任意		-	10	-	令和2年度作業におけるV&V手順案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。	10	
			検討会における議論(仕様書2. 1.)及びV&V手順案の適用性検証作業(仕様書2. 2.)との関連付けが適切であるか。	任意		-	5	-	検討会における議論(仕様書2. 1.)及びV&V手順案の適用性検証作業(仕様書2. 2.)との関連付けが適切であるか。	10	
●	3.4	評価結果の信頼性確認手法案の高度化に係る方針	評価結果の信頼性確認手法案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。	必須	20	5	-	評価結果の信頼性確認手法案の改訂までの一連の作業が具体化されているか。	-	11	
			令和2年度作業における評価結果の信頼性確認手法案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。	任意		-	10	-	令和2年度作業における評価結果の信頼性確認手法案の策定から令和5年度の最終取りまとめまでの一連の作業の中での本作業の位置付けが考慮されているか。	11	
			検討会における議論(仕様書2. 1.)及び評価結果の信頼性確認手法案の適用性検証作業(原子力規制庁からの検証解析結果の提供)との関連付けが適切であるか。	任意		-	5	-	検討会における議論(仕様書2. 1.)及び評価結果の信頼性確認手法案の適用性検証作業(原子力規制庁からの検証解析結果の提供)との関連付けが適切であるか。	11	
4 事業者の社会的取組											

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形頁番号	提案書頁番号
大項目	中項目	小項目	細項目		合計	基礎点	加点	基礎点	加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)		
	4.1	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	<p>●女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定等) <プラチナえるぼし(※1) 5点、えるぼし3段階目(※2) 4点、同 2段階目(※2) 3点、同 1段階目(※2) 2点、行動計画(※3) 1点> ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>●次世代法に基づく認定(プラチナくるみん認定、くるみん認定) <プラチナくるみん認定 4点、くるみん認定(新基準※4)3点、くるみん認定(旧基準※5) 2点> ※4 新くるみん認定(改正後認定基準(平成29年4月1日施行)により認定) ※5 旧くるみん認定(改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定)</p> <p>●若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) < 4点></p> <p>(注)複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>	12	
5 利益相反											
	5.1	利益相反に関する説明	利益相反に該当しないことを証する書類が添付されているか。また、その添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。また、下請負者に利益相反の立場の者を使用する場合に、認定条件を満たす理由が記載されているか。	必須	5	5	-	利益相反に該当しないことを証する書類が添付されているか。また、その添付書類には該当しない旨の理由等が適切に記載されているか。また、下請負者に利益相反の立場の者を使用する場合に、認定条件を満たす理由が記載されているか。	-	13	
6 企業等の賃上げの実施											
	6.1	事業年度(又は暦年)における賃上げの状況等	賃上げの実施を表明した企業等について ・大企業は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(又は対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-1)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。 ・中小企業等は、事業年度(又は暦年)において、対前年度比(対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨の、従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙4-2)(表明する意思がある者のみ提出すること)の写しを添付すること。	任意	5	-	5		従業員への賃金引き上げ計画を表明しているか。	14	
					合計	180	60	120			

Title: 評価項目一覧 - 提案要求事項一覧 -

提案書の目次				評価区分	得点配分			内部用評価基準		雛形 頁番号	提案書 頁番号
大項目	中項目	小項目	細項目		合計	基礎点	加点	基礎点	加点 (カッコ内の得点は、各評価基準の加点幅)		
			提案要求事項								

●は価格と同等に評価できない項目(合計120点)

価格と同等評価が可能な項目	60
価格と同等評価が不可能な項目	120

令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手続案の高度化

評価手続書（加算方式）

令和 4年 4月 5日
原子力規制庁

本書は、令和4年度使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法案の高度化に係る評価手順を取りまとめたものである。落札方式、評価の手続き及び提案の配点基準を以下に記す。

第1章 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 別添「評価項目一覧」に記載される要件のうち必須とされた項目を、全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝基礎点＋加点

価格点(※)＝価格点の配分 × (1 - 入札価格÷予定価格)

※価格点は小数点以下切り捨てとする。

1.3 得点配分

※技術点の配分と価格点の配分は、3：1とする。

技術点	180点
価格点	60点

第2章 評価の手続き

2.1 一次評価

まず、以下の基準により一次判定を行う。

- ① 別添「評価項目一覧－遵守確認事項－」の「遵守確認」欄に全て「○」が記入されている。
 - ② 別添「評価項目一覧－提案要求事項一覧（項番1～6）」の、評価項目が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
 - ③ 別添「評価項目一覧－添付資料（項番7）」の、提案の要否が必須の「提案書頁番号」欄に提案書の頁番号が記入されている。
- 一次評価で合格した提案書について、「2.2 二次評価」を行う。

2.2 二次評価

「2.1 一次評価」にて合格した提案書に対し、「第3章 評価項目の加点方法」にて記す評価基準に基づき採点を行う。この際、別添「評価項目一覧」に記載される、「提案要求事項(項番1～6)」のうち必須とされた項目について基礎点の得点が0となった場合、その応募者を不合格とする。

複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（加点部分の点数）を合計し、それを平均して基礎点と合計したものを技術点とする。

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。

- ① 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- ② 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点

第3章 評価項目の加点方法

3.1 評価項目の得点構成

評価項目の得点は基礎点と加点の二種類に分かれており、その合計にて提案要求事項毎の得点が決定される。(評価項目毎の基礎点、加点の得点配分は「評価項目一覧－提案要求事項一覧－」の「得点配分」欄を参照)

3.2 基礎点評価

基礎点は、提案要求事項の評価区分が必須である事項にのみ設定されている。評価の際には提案要求事項の要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点となる。提案者は、提案書にて基礎点の対象となる要件を全て充足することを示さなければならない。一つでも要件が充足できないとみなされた場合は、その応札者は不合格となる。なお、各提案要求事項の基礎点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「基礎点評価の観点」として示している。

3.3 加点評価

加点は、全ての提案要求事項について設定されており、各提案要求事項の加点を評価する際の観点に沿って評価を行う。各提案要求事項の加点を評価する際の観点は、別添「提案書雛形」にて「加点評価の観点」として示している。